

令和8年 第5回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和8年3月18日(水)
午後1時30分
場 所 川口市教育委員会室

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

- (1) 第4回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

- | | | |
|-------------------------------------------------------------|---|-------------------|
| (1) 4月行事予定について | — | 1 |
| (2) 地域活性化・生活環境向上特別委員会の概要について | — | 3 |
| (3) 未来創造・教育力向上特別委員会の概要について | — | 7 |
| (4) 川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針(改定版)(案)に係る
パブリック・コメントの結果概要について | — | 当日 1 |
| (5) 川口市公民館運営審議会委員の解嘱について | — | 2 3 |
| (6) 国登録有形文化財(建造物)の登録について | — | 当日 2 ^秘 |
| (7) 学校における駐車使用料の無料化について | — | 2 4 |
| (8) 令和7年度大貫海浜学園・水上自然教室校外教育終了報告について | — | 2 5 |
| (9) 令和8年度大貫海浜学園・水上自然教室校外教育の実施について | — | 2 6 |
| (10) 令和8年度川口市学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを委嘱することについて | — | 2 7 |
| (11) 川口市立学校(園)の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施
計画の策定について | — | 当日 3 |
| (12) 令和8年度川口市スクールソーシャルワーカーについて | — | 2 8 |
| (13) 令和8年度川口市立教育研究所相談員について | — | 3 0 |
| (14) 令和8年度川口市日本語指導支援員について | — | 3 2 |
| (15) 令和8年度川口市立教育研究所嘱託医について | — | 3 3 |
| (16) 令和8年度川口市立教育研究所カウンセラーについて | — | 3 4 |
| (17) 令和8年度川口市立教育研究所嘱託カウンセラーについて | — | 3 6 |
| (18) 令和8年度川口市立教育研究所特別支援教育アドバイザーについて | — | 3 7 |

5 協議事項

- | | | |
|--------------------------------|---|-------|
| (1) 川口市教育大綱(案)・教育振興基本計画(案)について | — | 別添1～3 |
| (2) 川口市子ども読書活動推進計画(案)について | — | 別添4 |

6 議案の審議

議案第17号	川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の改定について	——当日4
議案第18号	専決処分の承認について（職員の人事について）	——当日5 ^秘
議案第19号	職員の人事について	——当日6 ^秘
議案第20号	教育委員会組織規則の一部を改正する規則について	—— 38
議案第21号	川口市立図書館管理規則の一部を改正する規則について	—— 42
議案第22号	川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程について	—— 48
議案第23号	川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について	—— 52
議案第24号	川口市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について	—— 60
議案第25号	川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則について	—— 67

7 その他

8 閉会

教育長報告（1）

令和8年4月 行事予定表

日	曜日	時間	行事等	場所	主管課・機関
1	水	10:00	教育研究所教育相談員、日本語指導支援員 辞令書交付式	教育研究所上青木分室	指導課
		10:00	教育研究所カウンセラー、スクールソーシャルワーカー 委嘱書交付式	教育研究所上青木分室	指導課
		10:10	新規採用職員辞令交付式	2503会議室	教育総務課
		14:30	新採用・転入教職員着任紹介式	2601会議室	学務課
		15:30	教育委員会定例会	教育委員会室	教育総務課
2	木				
3	金	9:30	初任者研修開講式	青木会館	指導課
4	土				
5	日				
6	月				
7	火				
8	水		入学式	小・中・高（全日） 各校	学務課 市立高等学校
			始業式	各校（園）	学務課 市立高等学校
			地域教育支援センター開室日	北・東・南 教育支援センター	指導課
		11:30	芝園学園中学校開校保護者会	芝園学園中学校	指導課
9	木		入学（園）式	各幼稚園 芝園学園中学校陽春分校	学務課
10	金		日本語初期指導教室第1期開設（～5月13日）	各拠点校	指導課
			給食開始（小1を除く）	各校	学校保健課
		14:30	埼玉県都市教育長協議会総会	ホテルブリランテ武蔵野	教育総務課
		15:00	大貫・水上指導者講習会オリエンテーション	501会議室 2601会議室	指導課
11	土				
12	日	9:30	市指定無形民俗文化財「江戸袋の獅子舞」公開	江戸袋氷川神社	文化財課
13	月				
14	火		給食開始（小1）	各小学校	学校保健課
		6:45	水上自然教室指導者講習会（～4月15日）	群馬県みなかみ町	指導課
15	水				

令和8年4月 行事予定表

日	曜日	時間	行事等	場所	主管課・機関
16	木	7:30	大貫海浜学園指導者講習会（～4月17日）	千葉県富津市	指導課
		9:30	市立学校長会議	2601会議室	学務課
		14:00	南部教育長総会 南部教育長会議・教育長協議会	ホテルブリランテ武蔵野	教育総務課
17	金				
18	土				
19	日				
20	月				
21	火		市町村教育委員会教育長研究協議会	さいたま商工会議所会館	教育総務課
			科学館休館日（館内整理日）	科学館	科学館
22	水	10:00	月例校長協議会	青木会館	学務課
23	木		令和8年度全国学力・学習状況調査	小・中学校各校	指導課
24	金	13:30	教育委員会定例会	教育委員会室	教育総務課
25	土				
26	日	10:00	高校生海外派遣事業一次選考試験	中央ふれあい館	指導課
27	月				
28	火				
29	水		昭和の日		
30	木				

地域活性化・生活環境向上特別委員会

の概要について

日 時 令和8年2月12日（木）
午後1時30分
場 所 議会第2委員会室

川 口 市 教 育 委 員 会

目 次

【質疑応答概要】

横曽根公民館・横曽根図書館建設事業について …… P 5

地域活性化・生活環境向上特別委員会質疑応答概要

(令和8年2月12日開催)

教育総務部 生涯学習課、中央図書館

質 疑	応 答
<p>報告事項 横曽根公民館・横曽根図書館建設事業について</p>	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(青山 聖子 委員)</p> <p>今回の合築にあたって、施設を集約することによる補助金はあったのか。また、事業費はいくらか。</p> <p>(碓 康雄 委員)</p> <p>①令和8年2月の開館に向けてとのことだが、いつ開館するのか。</p> <p>②蔵書数は何冊と考えているのか。もともとあった本を移設するのか、新しく買うのか。</p> <p>(吉田 英司 委員)</p> <p>AEDを設置する予定があるか。また、車椅子はどこに設置されているのか。</p>	<p>(生涯学習課長)</p> <p>直接的な補助金はないが、施設を集約することにより、有利な市債を充てている。事業費については、31億6,598万4,800円である。</p> <p>(生涯学習課長)</p> <p>①すでに開館しており、2月1日開館である。</p> <p>(中央図書館長)</p> <p>②約21万冊所蔵できる施設である。現在は約18万冊所蔵している。今ある書籍を活用し、徐々に購入して増やしていく予定である。</p> <p>(生涯学習課長)</p> <p>AEDについては、賃貸借契約したものを設置している。車椅子は公民館の事務所の中に備え付けている。</p>

質 疑	応 答
	<p>(中央図書館長)</p> <p>AEDは公民館のみ設置している。車椅子は1台図書館の事務所にある。</p>

未来創造・教育力向上特別委員会

の概要について

日 時 令和8年2月9日（月）
午後1時30分
場 所 議会第3委員会室

川口市教育委員会

目 次

- 1 川口市教育大綱及び川口市教育振興基本計画の改定について
…… P 9
- 2 川口市子ども読書活動推進計画の改定について …… P 15
- 3 小中学校の適正規模・適正配置に係る審議経過について
…… P 18
- 4 いじめ根絶に向けた取り組み状況について …… P 20

未来創造・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和8年2月9日開催)

教育政策室、教育総務部、学校教育部

質 疑	応 答
<p>報告事項1 川口市教育大綱及び川口市教育振興基本計画の改定について</p>	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(芝崎 正太 副委員長)</p> <p>① 参考資料1の1ページ、「改定にあたって」の記載中、「これまでの大綱の方向性は継承しつつ」とあるが、いじめ問題や不登校の生徒数は増加傾向にあるなか、これまでの取り組みや反省点などを踏まえているのか聞きたい。</p> <p>② 参考資料3の107ページ、施策9文化芸術の発信の主な取り組みに記載している人材の育成について、子どもたちに対する具体的なアプローチに関する記述が無いが、どのように考えているのか。</p> <p>(要望)</p> <p>これまでの計画のなかでも様々な取り組みが記載されていたが、できていないこともあると思うので、実効性のある取り組みをお願いしたい。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>① 現状の課題等も確認しながら、策定を進めている。教育がめざす姿を大きく変えるものではなく、今後5年間のなかでこれまでの方向性を継承する趣旨である。いじめの問題等に対しても、いじめ防止対策の推進として、具体的に教育振興基本計画のなかで記載しているものである。</p> <p>(文化推進室長)</p> <p>② 美術館のコンセプトに基づくミッションの中に「育成」を掲げ、本物に触れることをきっかけに未来を担う人材を育成することを目標としている。物の豊かさより、心の豊かさを志向する機運が高まる中で、心の豊かさを育てていく施設を目指していく。</p>

質 疑	応 答
<p>(福田 洋子 委員)</p> <p>① 参考資料2の基本目標Ⅱの施策3の推進の柱ウ「学校組織運営の改善と働きがいのある職場づくりについて、本市はどのように取り組んでいくのか。</p> <p>② 参考資料3の145ページ、教員へのアンケート調査結果において、例えば「児童生徒一人ひとりを確実に伸ばす教育ができています」や「児童生徒に新しい時代に求められる資質・能力の育成ができています」「グローバル化に対応する教育ができています」の回答で「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」が低い値となっている。こうした状況の中、働き甲斐がある職場づくりをどのように捉えているのか。</p> <p>また、22ページの幼児教育の充実にかかわり、現在、保育所に預けている家庭も多く、そのまま小学校に入学することも多い状況である。保育所や幼稚園との連携などの取り組みについて教えて欲しい。</p>	<p>(学務課長)</p> <p>① 具体的には、週1回のリフレッシュデーなど、教職員が働きやすい環境づくりに取り組み、教職員がいきいきと働くことのできる職場づくりに取り組んでいく。</p> <p>こどものウェルビーイングを高める為には、教職員のウェルビーイングを高めることが重要であると考えている。</p> <p>(指導課長)</p> <p>② アンケート結果においては、職員の意識が低い部分も見受けられるが、グローバル化に対応した教育に関しては、ALTの拡充・充実により、意識の向上が図られると考えており、拡充の要求をしているところである。また、各学校に対し、外国の学校とのオンライン交流も働きかけている。</p> <p>教育基本振興計画における幼児教育の充実は、市立幼稚園2園を念頭に作成しているが、保育所等との連携においては、「幼保小の架け橋プログラム」に基づいて、カリキュラムの接続を重点におき、円滑に進められるよう連携を始めているところである。</p>

質 疑	応 答
<p>(池田 けい 委員)</p> <p>① 参考資料3の41ページの「日本語指導が必要な児童生徒への教育支援の充実」について、日本語初期指導教室の設置を進め、すべての学校と連携・分担体制を構築するとの記載があるが、具体的にどのように実施する予定なのか。</p> <p>② 教育振興基本計画にはアンケート結果概要が示されているが、教育大綱では実施したのか。また、アンケート結果を踏まえ、どう活かしたのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>① これまで、日本語初期指導教室を教育研究所と4つの小中学校拠点校で実施していたが、今後は、市内小学校14校・中学校2校に日本語初期指導教室拠点校を設置し、市内全域をカバーしていきたいと考えている。</p> <p>(教育総務課長)</p> <p>② 教育振興基本計画に掲載しているアンケート結果概要は、教育大綱も含まれるものである。結果の活用は、一例として、小中学生及び高校生への質問として「学校に行くのが楽しいか」「困りごとや不安がある時に相談できる大人がいるか」と、「自分にはよいところがあるか」への回答をクロス集計し、考察したところ、学校生活を楽しく送れるこどもは、自己肯定感が高い傾向にあることから、指標においても「自分によりよいところがあるか」の割合を高める目標を設定しているものである。</p>
<p>(松本 幸恵 委員)</p> <p>① 特別支援教育の充実に関し、参考資料3の124ページの指標のうち、特別支援学級設置校数の令和12年度の目標値が、小学校43校、中学校20校となっており、県全体から見ても低い水準</p>	<p>(指導課長)</p> <p>①令和8年度には、特別支援学級の設置率が74%になる見込みであるが、特別支援に係る児童生徒数の推移や学校施設等の状況、教職員の確保及び育成を踏まえながら、全校設置に向けて取り</p>

質 疑	応 答
<p>である。受け入れ環境の充実に向けて全校設置に取り組んで貰いたいがどのように考えているか。</p> <p>また、参考資料3の38ページに記載されている、特別支援教育に対する教職員の専門性の向上は非常に重要な取り組みであるが、過日、特別支援学級職員の体罰事案が報道されていたところである。教職員の育成に関して、どのように担保して専門性を向上させるのか教えて欲しい。</p> <p>② 参考資料3の80ページに地域クラブ活動の推進について、令和9年9月を目途に、まずは休日の部活動を地域クラブ活動として推進し、同時に平日の活動についても検討を進めるとあるが、平日の活動についてはどのように検討していくのか。また、これまで地域ミーティング等に参加してきた中で、モデル事業の参加者が増えていない印象を受けているが、今後子どもたちの意見や声をどのように聞いて、進めていくのかの方策を確認したい。</p> <p>③ 一部、保護者の中には平日の部活動はなくなるという認識の方もいることから、周知と理解は必</p>	<p>組みを継続していく考えである。また、教職員の専門性の向上に関しては、学務課と連携を図り、体罰を含めた職員事故の観点と特別支援教育の指導力向上の観点から研修の充実を図っていく。</p> <p>(教育政策室長)</p> <p>② 平日については、国が令和13年度までを一つの区切りとしていることから、この間の国の動向を確認しながら検討を進めていく。モデル事業の参加団体については、昨年度が5団体、今年度が13団体となり、子どもたちの参加も徐々に増えている状況であるが、来年度以降さらに団体を増やし、活動の場を増やしていきたいと考えている。子どもたちの声を聞くことについては、まず周知が必要と考えていることから、教職員や保護者に対して動画等を展開してきたが、今後も周知しながら、子どもたちの声を聞いていきたいと考えている。</p> <p>③ 周知と理解については、早急に進めていかなければならないと認識している。体制づくりにつ</p>

質 疑	応 答
<p>要であると思うので、表現方法も考えながら進めていただきたい。また、部活動と地域クラブを円滑に接続する体制づくり、学校との連携、クラブ活動を支える統括団体の設置、充実も確実に進めていただきたいがどう考えているのか。</p> <p>④ 参考資料3の86ページ、施策6のア、多様な生涯学習活動の推進の現状と課題について、DXの進展等に対応するため、ICTを活用した多様な学習機会の提供などが求められている。とあるが、これらの課題を解決するためには、公民館へのWi-Fi設置が必要であると考え、今後、Wi-Fi設置についてどのように考えているのか。</p> <p>(関 由紀夫 委員)</p> <p>教育大綱・振興基本計画に基づいて様々な取り組みへの予算が執行されるが、厳しい財政事情のなか、現状の予算要求状況などを聞かせて欲しい。</p>	<p>いても、統括団体の立ち上げ、人材バンクの設置等、順次進めていく。</p> <p>(生涯学習課長)</p> <p>④ 例えば、スマホ講座では、講師が準備したポケットWi-Fiを活用し講座を開催している。その他の講座についてもWi-Fi設置の必要性は感じていないため、各公民館へのWi-Fi設置については現状考えていない。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>今後お示しする令和8年度当初予算は、全庁的に限られた予算のなかで各部局に配分されており、教育局においても限られた枠のなかで事業の優先順位を決めて計上している。また、極力、事業における無駄を省くため、例えば、委託の回数を減らすことや仕様の見直しなども行っている。</p>

質 疑	応 答
<p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>(要望)</p> <p>地域クラブ活動の推進について、令和9年9月から休日の部活動を地域クラブ活動へ展開しているが、予算も含めて、果たして実施できるのか。地域の指導者への指導料も含めて、その根拠が明白ではない。令和9年9月ありきではなく、柔軟に対応することを要望する。</p> <p>(芝崎 正太 副委員長)</p> <p>参考資料3の49ページに、性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進が記載されているが、性に関する指導を具体的にどのように実施し、連携はどのようにしているのか、また、小学生には実施しないのか教えて欲しい。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>指導にあたっては、学習指導要領に基づき実施しており、連携にあたっては助産師、警察等、ゲストティーチャーを招いて実施している。また、小学校においても性に関する指導は、歯止め規定を踏まえながら実施している。</p>

未来創造・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和8年2月9日開催)

教育総務部 中央図書館

質 疑	応 答
報告事項2 川口市子ども読書活動推進計画の改定について	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(松本 幸恵 委員)</p> <p>① 学校図書館について、予算を含めた今後の整備の進め方について、教育委員会の方針はどうなっているのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>① 図書費の学校配当予算について、小学校は一校あたり令和6年度405,000円、7年度415,000円と1万円増額しており、8年度も同額とする予定である。</p> <p>また、中学校は一校あたり令和6年度555,000円、7年度565,000円と1万円増額しており、8年度についても同額とする予定である。</p> <p>なお、図書費の令和6年度の執行率は小学校77%、中学校62%と低かったが、今後は図書費を流用禁止としているため上昇が見込まれる。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>蔵書や書架の状況など学校ごとの事情もあるため、庶務課が令和7年度に調査を行い、令和8年度は学校要望に応じた図書費を配当する方針である。図書費の流用は今年度同様、禁止とする予定である。</p> <p>蔵書率が低い、図書費の要望額が少ない学校がある場合は別途事情を聴取させたい。</p>

質 疑	応 答
<p>(要望)</p> <p>図書費の学校配当予算については、学校で必要な備品の購入に充てていたものと思われるため、図書費だけでなく、備品を購入する予算の増額も検討していただきたい。</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>予算確保は課題として受け止めている。例えば、学校によっては、補助教材について、購入数を精査していないケースもみられることから、予算の適正な執行についても各学校に指導したい。</p>
<p>(要望)</p> <p>学校図書館司書は、2校兼務が多いが、全校に1校1人配置を進めてほしい。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>単独配置校について、令和6年度の2校から令和7年度は10校に増やしている。予算の範囲で、拡充していく。</p>
<p>② 市立図書館の司書と学校図書館司書は、どのように連携しているか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>② 市立図書館から学校への図書の貸出を行っている。</p>
<p>(芝崎 正太 副委員長)</p> <p>(要望)</p> <p>図書費の流用について、現場は苦肉の策だと思うが、先ほどの回答通り是正をお願いしたい。</p>	<p>(中央図書館長)</p> <p>② 今年度は各学校の学校図書館司書・司書教諭と学校図書館の機能について、本の選書について、学校連携事業について等のオンライン研修を行った。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>学校で使用する消耗品は、教育委員会の費用で購入するものである。</p>

質 疑	応 答
<p>PTA会費を消耗品費に使用など報道があったが、各学校のPTAによる資源回収などで得た会費は、教材費に回してよいのか。</p>	<p>(生涯学習課長)</p> <p>PTAは任意団体であるため、PTA会費からの寄付金で学校の消耗品等を購入することは望ましいとは言えない。</p>

未来創造・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和8年2月9日開催)

教育政策室

質 疑	応 答
<p>報告事項3 小中学校の適正規模・適正配置に係る審議経過について</p>	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(松本 幸恵 委員)</p> <p>① 川口市立小中学校在り方審議会を傍聴した際、通学区域や通学時間に関する協議の中で、安全性の確保の観点からスクールバスのことが話題となっていたが、教育委員会の意向を伺いたい。また、中学校でも来年度から35人学級が始まることから過大規模校、大規模校への具体の対応案があれば伺いたい。</p> <p>② 現在、通学時間30分以内、通学距離1.5kmや2.0kmに収まらない学校はあるか。あれば何校あるか。</p>	<p>(教育政策室長)</p> <p>① 通学距離は小学校を概ね1.5km、中学校を概ね2.0kmを基本範囲としており、現在とそれほど変わらない距離とできることから、スクールバスについては、現在のところ、教育局内で議論してはいない。しかし、通学時間を小中学校ともに概ね30分以内としていることから、安全対策を十分考慮した上で、自転車による通学等、検討が必要だと考えている。また、過大規模校は現時点ではない。大規模校については、少子化が進むことから、将来的には適正規模に進んでいくと予測している。35人学級等による影響も考えられることから、人口推計も参考にしながら、学区の調整等を図っていく。</p> <p>② 区域外から通学しているケースはあるものの、学区としては概ね収まっている。</p>

質 疑	応 答
<p>(福田 洋子 委員)</p> <p>川口市は広く、地域差がある。川口市立小中学校在り方審議会では、市全体として学校の在り方の話をしていると思うが、地域ごとには今後どのように進めていくのか。</p> <p>(要望)</p> <p>これまでの視察を踏まえると、地域ごとの検討会は非常に重要なので、地域の声を十分聞きながら進めていただきたい。</p>	<p>(教育政策室長)</p> <p>令和8年度に(仮称)川口市立小中学校再編計画を策定すると同時に、地域ごとの再編推進プランも考えていく計画である。地域の方々の意見も大変重要であることから、十分周知の上、地域の方々の声を聞き、理解を得ながら進めていく。</p>

未来創造・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和8年2月9日開催)

学校教育部 指導課

質 疑	応 答
<p>報告事項4 いじめ根絶に向けた取り組み状況について</p>	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(池田 けい 委員)</p> <p>① 事案12について、文部科学省の「いじめの定義」によると、一定の人間関係のある相手から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものとあるが、文鎮を叩いていることに対して「うるさいよ。」と伝えることや女子が着替えている部屋の扉を開けてしまったことを「いけないんだよ。」と伝えた児童は、攻撃をしたことになるのか、所見を伺いたい。</p> <p>② 文鎮を叩かれ、うるさくて嫌な思いをしたとなればいじめとなるのか。この事案は、保護者は重大事態としての対応を望んでいるが、教員の範囲でお互いの思いを伝えることを指導することで良いのではないかと感じるという感想である。</p> <p>(松本 幸恵 委員)</p> <p>① 事案12について、法的ないじめ認知についての異議はないが、短い期間で何回か謝罪するとい</p>	<p>(指導課長)</p> <p>① 法的には、その行為により児童生徒が嫌な思いをした場合にいじめ認知となる。しかしながら、注意をした児童にいじめをしたという言い方をするのではなく、別の伝え方や嫌な思いをする人もいることを伝える等、配慮した指導を行なっている。</p> <p>② 文鎮を叩かれ、うるさく感じた児童もいじめを訴えた場合は、双方でいじめ認知となる。この事案の経緯としては、教科書を忘れたことを隣の席の児童に指摘をされたことにより、気持ちが苛立ってしまい、その気持ちを抑えるために文鎮を叩いていたとのことである。</p> <p>(指導課長)</p> <p>① AさんとBさんだけのやりとりでなく、クラス全体が温かく受け止められるような学級づく</p>

質 疑	応 答
<p>う事が起こっている中で、AさんとBさんだけの話ではなく、担任がクラス全体でその都度どのような指導を行ってきたのか、伺いたい。</p> <p>② 調査委員会ではどのような調査がなされているのか、伺いたい。</p> <p>③ いじめゼロサミットについて、講師の方の話を聞いた、児童生徒の感想を伺いたい。また、いじめゼロサミットで決まったことを、児童生徒が学校にどのように持ち帰って生かしていくのかを伺いたい。</p>	<p>りを、保護者の了解のもとで確認をし、指導ができたならさらに良かったと捉えている。</p> <p>② いじめ行為に関しては明らかになっており、保護者も理解している。しかしながら、Aさんが学校生活や登校に不安を抱えていることから、再発防止策及び学びの継続に向けた具体的な支援方策を調査項目にしていく見込みである。</p> <p>③ 小学校の児童からは、「予防授業の中で講師の先生が行なった、ぐしゃぐしゃにした紙が元通りにならなかったように、いじめで傷ついた心もすぐには元通りにはならないことを学ぶことができた。」という感想があった。また、中学校の感想では、「無意識に差別やからかいの言動を行っているから、いじめがなくなれないと思った。」「人はときにマイクロアグレッションを起こしているので、本当に相手に言ってよいのか、相手が傷つかないかを実際に伝える前に考える必要がある。」という感想があった。</p> <p>各学校では、児童生徒集会でいじめ予防に関する場面劇や動画を作成して視聴するなどして、いじめについて改めて考えさせた学校があった。また、予防授業の内容を各学校で実施するために、</p>

質 疑	応 答
	<p>指導案を作成し、全校に配布して、予防授業と同じような授業を実施する予定である。</p>

教育長報告（5）

川口市公民館運営審議会委員の解嘱について

公民館名	氏名	委嘱年月日	条例第3条 該当名	解嘱年月日
南鳩ヶ谷公民館	菅野 静華	令和6年7月1日	知識経験者	令和8年1月23日
芝南公民館	榎本 義男	令和6年7月1日	社会教育関係者	令和8年2月7日

教育長報告（7）

学校における駐車使用料の無料化について

1 目的

これまで、「市有施設への職員等の通勤等による自家用自動車の駐車に関する基本方針」に基づき、学校職員を含む市職員が学校施設に通勤用自動車を駐車する場合、使用料を徴収していた。

令和8年度からは、教職員の待遇改善及び学校における事務負担の軽減を図ることを目的として、学校における駐車使用料を無料化とするもの。

2 無料化の対象施設

市立小学校52校、市立中学校28校、川口市立高等学校、市立幼稚園2園

3 無料化による影響

- (1) 影響人数 約1,500人
- (2) 影響金額 約2,400万円

4 施行期日 令和8年4月1日

5 参考

(1) 現在の学校における駐車使用料

職種	月額使用料
職員	2,610円
公務使用の承認をされている職員	1,310円
1週間当たりの所定の勤務時間が20時間以上かつ38時間45分に満たない職員	1,310円
1週間当たりの所定の勤務時間が20時間に満たない職員	0円

(2) 県内各市の学校における県費負担教職員の駐車使用料の徴収状況

埼玉県内40市のうち

徴収していない 37市 92.5%

徴収している 3市 7.5% (川口市、志木市、久喜市)

教育長報告（8）

令和7年度大貫海浜学園・水上自然教室校外教育終了報告について

1 大貫海浜学園 校外教育

(1) 実施期間 令和7年5月8日（木）～11月26日（水）

(2) 参加人員	児童	引率教師	
通常学級	4,628人	391人	
特別支援学級	93人		
合計	4,721人	391人	5,112人

(児童参加率 96.6%)

※特別支援学級は、従来の合同隊ではなく、各学校の通常学級と一緒に実施

※児童参加率は5月1日時点の児童数対比

(3) 交通機関 民間貸切バス 165台

※指導者講習会バス2台含む

2 水上自然教室 校外教育

(1) 実施期間 令和7年5月19日（月）～10月31日（金）

(2) 参加人員	生徒	引率教師	
通常学級	4,122人	280人	
特別支援学級	66人	52人	
合計	4,188人	332人	4,520人

(生徒参加率 92.5%)

※特別支援学級は合同隊にて実施（一部通常学級と一緒に実施）

※生徒参加率は5月1日時点の生徒数対比

(3) 交通機関 民間貸切バス 131台

※指導者講習会バス2台含む

教育長報告（9）

令和8年度大貫海浜学園・水上自然教室校外教育の実施について

1 実施方法

大貫海浜学園	1泊2日
水上自然教室	2泊3日

2 大貫海浜学園を1泊2日とした理由

令和7年度の実施を振り返り、校外教育の目的である、豊かな環境の中で自然に親しみ、集団活動を通じて、学校・家庭・地域では得がたい経験を十分に得ることが可能であり、前年度と同様の実施がふさわしいと判断したため。

3 水上自然教室を2泊3日とした理由

令和7年度の実施を振り返り、移動にも時間を要す水上自然教室については、活動内容から2泊での実施がふさわしいと判断したため。

4 バスの配車について

各学校専属による調達で準備を進める。

5 実施状況

令和2年度	中止
令和3年度	日帰り
令和4年度	日帰り
令和5年度	1泊2日
令和6年度	1泊2日（大貫海浜学園） 2泊3日（水上自然教室）
令和7年度	1泊2日（大貫海浜学園） 2泊3日（水上自然教室）
令和8年度	1泊2日（大貫海浜学園・予定） 2泊3日（水上自然教室・予定）

教育長報告（10）

令和8年度川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを委嘱することについて

1 趣旨

教職員の心の相談に応じるとともに管理職及び教職員への指導及び助言を行い、教職員の心の健康の保持増進を図る。

2 業務内容

- (1) 教職員のメンタルヘルスケアに係る相談に関すること
- (2) 精神疾患による休職者等に対する職場復帰の支援に関すること
- (3) メンタルヘルスケアに関する研修及び情報提供に関すること
- (4) その他川口市が推進するメンタルヘルスケアに関すること

3 委嘱をする者

	氏名	再・新
メンタルヘルスチーフカウンセラー	土井 一博	再
メンタルヘルスカウンセラー	大林 ひろこ	再
メンタルヘルスカウンセラー	若杉 肇	新

4 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

教育長報告（12）

令和8年度川口市スクールソーシャルワーカーについて

1 趣旨

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境への働き掛けや、関係機関等とのネットワークの活用などにより、問題を抱える児童生徒及び保護者等に支援を行う専門家である川口市スクールソーシャルワーカーを川口市立教育研究所に配置し、学校が関係機関等と連携して、児童生徒の問題行動等への対応が図られるようにする。

2 採用人数

9名（スーパーバイザー1名含む）

3 配置先

川口市立教育研究所

※学校の要請に応じて、学校へ派遣

4 勤務内容

（スーパーバイザー）

週4日 1日あたり6時間 年間180日以内

（スクールソーシャルワーカー）

週2日 1日あたり6時間 年間90日以内

※ただし、特別な事情がある場合は、所属長の判断により、90日を超える勤務も認めることができる。

5 業務内容

- （1）問題を抱える児童等が置かれた環境への働きかけに関すること
- （2）関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整に関すること
- （3）学校におけるチーム体制の構築、支援に関すること
- （4）保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供に関すること
- （5）教職員等への研修活動に関すること

6 採用をする者

氏名	配属先	再・新
小池 名保美 (SVとして採用)	川口市立教育研究所	再
矢作 勇一	川口市立教育研究所	再
佐藤 敦子	川口市立教育研究所	再
佐藤 聡子	川口市立教育研究所	再
近藤 剛	川口市立教育研究所	再
鳥羽 倫子	川口市立教育研究所	新
田中 紀江	川口市立教育研究所	新
川原 典子	川口市立教育研究所	新
藤田 英利子	川口市立教育研究所	新

7 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

教育長報告（13）

令和8年度川口市立教育研究所教育相談員について

- 1 趣旨
市内に在住している幼児及び児童生徒の教育上の諸問題の解決を図る。
- 2 採用人数
13名
- 3 配置先
川口市立教育研究所等
- 4 勤務内容
月～金の週4日および週5日（土・日・祝日・年末年始の休日除く）
1日あたり6時間
- 5 業務内容
 - （1）児童生徒等への教育相談に関する事
 - （2）教職員及び保護者に対する助言・援助に関する事
 - （3）児童生徒等の教育相談に係る情報収集・提供に関する事
 - （4）不登校児童生徒の地域教育支援センター（チャレンジスクール、わくわくスクール）における指導・助言に関する事
 - （5）公民館等での教育相談に関する事
 - （6）特別な支援を要する児童生徒等の相談に関する事
 - （7）児童生徒等のいじめに関する相談及び学校への指導・助言に関する事
 - （8）その他、川口市立教育研究所の業務及び児童生徒等の教育相談に関し、適当と認められる事項に関する事

6 採用をする者

氏名	配属先	再・新
高村 美恵	川口市立教育研究所	再
瀬山 真一	川口市立教育研究所	再
貫井 友宣	川口市立教育研究所	再
竹本 美香	川口市立教育研究所	再
唐澤 由美	川口市立教育研究所	再
大竹 伸明	川口市立教育研究所	再
岩田 直代	川口市立教育研究所	再
安部 正幸	川口市立教育研究所	新
清水 ひより	川口市立教育研究所	再
加納 啓太	川口市立教育研究所	再
高橋 勘太	川口市立教育研究所	再
福田 修嗣	川口市立教育研究所	新
山口 愛夏花	川口市立教育研究所	新

7 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

教育長報告（14）

令和8年度川口市日本語指導支援員について

1 趣旨

外国人児童生徒や帰国児童生徒のうち、日本語が理解できないことで学校生活に支障をきたしている児童生徒を対象に、学校生活への適応を図るため、日本語の指導や文化風習の支援を行う。

2 採用人数

6名

3 配置先

川口市立教育研究所

※要請に応じて学校へ派遣

4 勤務内容

月～金の週5日（土・日・祝日・年末年始の休日除く）

1日あたり5時間30分

5 業務内容

- (1) 児童生徒等への日本語指導・助言に関すること
- (2) 教職員及び保護者に対する助言・支援に関すること
- (3) その他、川口市立教育研究所の業務及び児童生徒等の日本語指導に関する教育相談及び教科等指導に関し、適当と認められる事項に関すること

6 採用をする者

No.	氏名	配属先	再・新
1	村上 博俊	川口市立教育研究所	再
2	福島 章雄	川口市立教育研究所	再
3	石鍋 栄	川口市立教育研究所	再
4	橋本 正一	川口市立教育研究所	再
5	澁谷 艶子	川口市立教育研究所	再
6	浅井 智子	川口市立教育研究所	再

7 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

教育長報告（15）

令和8年度川口市立教育研究所嘱託医について

1 委嘱をする者

氏名	現在の職	再・新
柴田 勲	精神科医 しばた心身クリニック院長	再

2 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

教育長報告（16）

令和8年度川口市立教育研究所カウンセラーについて

1 趣旨

市内に在住している児童生徒の教育上の諸問題（特にいじめや不登校）の解決を図るため、専門的な知識・経験を有する教育研究所カウンセラーによる教職員や保護者への助言・援助及び児童生徒等のカウンセリングを行う。また、市立学校（園）の研修に対し支援を行う。

2 採用人数

8名

3 配置先

川口市立教育研究所

※緊急派遣や研修会等、学校の要請に応じて、学校へ派遣

4 勤務内容

週5日 10:00～17:00（休憩時間1時間）

1日3～4名体制

日給20,000円×18回×50週

5 業務内容

- (1) 教職員や保護者への助言・援助及び児童生徒等のカウンセリング
- (2) 市立学校（園）等の研修講師

6 委嘱をする者

氏名	配属先	再・新
山崎 健之介	川口市立教育研究所	再
雪田 彩子	川口市立教育研究所	再
小泉 藤子	川口市立教育研究所	再
今野 洋子	川口市立教育研究所	再
飯塚 幸子	川口市立教育研究所	再
久保 由紀子	川口市立教育研究所	再
海老澤 香菜恵	川口市立教育研究所	再
宮本 千秋	川口市立教育研究所	新

7 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

教育長報告（17）

令和8年度川口市立教育研究所嘱託カウンセラーについて

1 委嘱をする者

氏名	現在の職	再・新
杉山 雅宏	東京家政大学人文学部 心理カウンセリング学科 教授	再

2 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

教育長報告（18）

令和8年度川口市立教育研究所特別支援教育アドバイザーについて

1 委嘱をする者

氏名	配属先	再・新
上原 節子	川口市立教育研究所	再
後藤 和子	川口市立教育研究所	再
戸ヶ崎 幾江	川口市立教育研究所	再
白尾 由美子	川口市立教育研究所	再
廣門 明子	川口市立教育研究所	再
小島 猛	川口市立教育研究所	再
久保田 真一	川口市立教育研究所	新

2 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第20号

川口市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月18日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

川口市教育委員会組織規則（令和 7 年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条教育総務部教育総務課の事務分掌中第 1 1 号を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

川口市教育委員会組織規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

分庁舎が廃止されたことに伴い、教育総務課の事務分掌から分庁舎の管理に関する事務を削るもの。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市庁舎管理規則の一部を改正する規則（令和7年規則第66号）

(2) パブリック・コメント

不要

- 川口市教育委員会組織規則の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市教育委員会組織規則（令和7年教育委員会規則第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務分掌） 第4条 前条に定める課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。 教育政策室（略） 教育総務部 教育総務課 (1)～(10)（略） 生涯学習課 }（略） ∩ スポーツ課 } 学校教育部（略）</p>	<p>（事務分掌） 第4条 前条に定める課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。 教育政策室（略） 教育総務部 教育総務課 (1)～(10)（略） (11) <u>分庁舎の管理に関すること。</u> 生涯学習課 }（略） ∩ スポーツ課 } 学校教育部（略）</p>

議案第21号

川口市立図書館管理規則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月18日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市立図書館管理規則の一部を改正する規則

川口市立図書館管理規則（昭和55年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに川口市立中央図書館芝園分室（以下「芝園分室」という。）」を削る。

第3条第3項を削る。

第4条第2項中「及び芝園分室」を削る。

第6条の見出しを「（利用の手続等）」に改め、同条第1項中「図書館資料」を「個人で図書館資料」に、「もの」を「とき」に改め、同条第2項中「ものに」を「者に」に改め、同条第5項中「もの」を「者」に改める。

第8条中「者が返却を怠り、督促をしても返却に応じない」を「ものが利用期間の満了後も返却しない」に、「その者」を「そのもの」に改める。

第9条第1項中「（次項）」を「で館長が適当と認めたもの（以下この条）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、団体等は、別に定めるところにより、団体の登録を受けなければならない。

第9条中第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 教育委員会は、前項の登録をしたときは、当該申込みをしたものに対して別記様式の利用券を交付するものとする。
- 3 利用券は、団体等の申込みに基づき3年ごとに更新するものとし、その手続は、第1項後段の規定を準用する。
- 4 団体等のその他の利用の手続等については、第6条第4項から第6項までの規定を準用する。

第12条第1項中「者」を「もの」に改める。

第16条中「ものは」を「者は」に改める。

第21条第2項中「者は」を「ものは」に改め、同条第3項後段中「者」を「もの」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

川口市立図書館管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

中央図書館芝園分室を廃止する川口市立図書館設置及び管理条例の一部改正に伴い、必要な改正を行うとともに、規定の整備を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 芝園分室に係る規定を削るもの。
- (2) 図書館資料の利用期間の満了後も返却しないものに対し、直ちに図書館の利用を制限することができることとするもの。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和7年条例第90号）

(2) パブリック・コメント

不要

- 川口市立図書館管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市立図書館管理規則（昭和55年教育委員会規則第8号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、川口市立図書館設置及び管理条例（昭和53年条例第36号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、川口市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）並びに川口市立前川図書館、川口市立新郷図書館、川口市立横曽根図書館、川口市立戸塚図書館及び川口市立鳩ヶ谷図書館（以下「地域図書館」という。）<u>並びに川口市立中央図書館芝園分室</u>（以下「芝園分室」という。）<u>（以下「図書館」と総称する。）</u>の管理運営に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(利用時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 芝園分室の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、<u>当該各号に定めるところとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更すること</u><u>ができる。</u></p> <p>(1) 日曜日、土曜日及び休日 午前10時から午後5時まで</p> <p>(2) 火曜日から金曜日まで（休日を除く。） 午後1時から午後5時まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 地域図書館<u>及び芝園分室</u>の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(利用の手続等)</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、川口市立図書館設置及び管理条例（昭和53年条例第36号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、川口市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）並びに川口市立前川図書館、川口市立新郷図書館、川口市立横曽根図書館、川口市立戸塚図書館及び川口市立鳩ヶ谷図書館（以下「地域図書館」という。）<u>並びに川口市立中央図書館芝園分室</u>（以下「芝園分室」という。）<u>（以下「図書館」と総称する。）</u>の管理運営に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(利用時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 芝園分室の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、<u>当該各号に定めるところとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更すること</u><u>ができる。</u></p> <p>(1) 日曜日、土曜日及び休日 午前10時から午後5時まで</p> <p>(2) 火曜日から金曜日まで（休日を除く。） 午後1時から午後5時まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 地域図書館<u>及び芝園分室</u>の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(利用券)</u></p>

第6条 個人で図書館資料（電子図書館資料を除く。第12条を除き、以下同じ。）の館外利用、電子図書館資料の利用その他教育委員会が定めるサービスの利用（第4項において「館外利用等」という。）をしようとするときは、住所を証明する書類を添えて教育委員会に申し込み、登録を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の登録をしたときは、当該申込みをした者に 対して別記様式の利用券を交付するものとする。

3・4 (略)

5 利用券を有する者 は、利用券を紛失した場合又はその住所若しくは氏名等を変更した場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

6 (略)

(利用の制限)

第8条 教育委員会は、図書館資料の館外利用をしているものが利用期間の満了後にも返却しない 場合は、別に定めるところにより、そのものに対し図書館の利用の制限をすることができる。

(団体利用)

第9条 市内の事業所、機関又は団体で館長が適当と認めたもの（以下この条において「団体等」という。）は、図書館資料を館外利用することができる。この場合において、団体等は、別に定めるところにより、団体の登録を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の登録をしたときは、当該申込みをしたものに対して別記様式の利用券を交付するものとする。

3 利用券は、団体等の申込みに基づき3年ごとに更新するものとし、その手続は、第1項後段の規定を準用する。

4 団体等その他の利用の手続等については、第6条第4項から第6項までの規定を準用する。

5 1の団体等が、同時に館外利用をすることができる図書館資料の点数及び1の図書館資料を連続して利用することができる期間は、別表のとおりとする。

(図書館資料の複写)

第12条 図書館資料の複写をしようとするものは、複写申込書を館長に提出しな

第6条 図書館資料（電子図書館資料を除く。第12条を除き、以下同じ。）の館外利用、電子図書館資料の利用その他教育委員会が定めるサービスの利用（第4項において「館外利用等」という。）をしようとするものは、住所を証明する書類を添えて教育委員会に申し込み、登録を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の登録をしたときは、当該申込みをしたものに対して別記様式の利用券を交付するものとする。

3・4 (略)

5 利用券を有するものは、利用券を紛失した場合又はその住所若しくは氏名等を変更した場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

6 (略)

(利用の制限)

第8条 教育委員会は、図書館資料の館外利用をしている者が返却を怠り、督促をしても返却に応じない場合は、別に定めるところにより、その者 に対し図書館の利用の制限をすることができる。

(団体利用)

第9条 市内の事業所、機関又は団体（次項 において「団体等」という。）は、図書館資料を館外利用することができる。

2 1の団体等が、同時に館外利用をすることができる図書館資料の点数及び1の図書館資料を連続して利用することができる期間は、別表のとおりとする。

(図書館資料の複写)

第12条 図書館資料の複写をしようとする者は、複写申込書を館長に提出しな

ければならない。

2・3 (略)

(対面朗読等を利用できる者)

第16条 対面朗読等を利用することのできる者は、視覚障害者等であって、市内に住所を有し、又は通勤若しくは通学するものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。

(寄贈及び寄託)

第21条 (略)

2 教育委員会に図書館資料を寄贈又は寄託しようとするものは、図書館資料の種類、住所及び氏名を教育委員会に申し出て承認を得た後、現品を提出するものとする。

3 第1項の規定により寄託された図書館資料（以下「寄託図書館資料」という。）は、教育委員会が購入した図書館資料と同様の取扱いをするものとする。この場合において、教育委員会は、寄託図書館資料を館外利用に供しようとするときは、当該寄託図書館資料を寄託したものの承認を得なければならぬ。

4 (略)

ければならない。

2・3 (略)

(対面朗読等を利用できる者)

第16条 対面朗読等を利用することのできるものは、視覚障害者等であって、市内に住所を有し、又は通勤若しくは通学するものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。

(寄贈及び寄託)

第21条 (略)

2 教育委員会に図書館資料を寄贈又は寄託しようとする者は、図書館資料の種類、住所及び氏名を教育委員会に申し出て承認を得た後、現品を提出するものとする。

3 第1項の規定により寄託された図書館資料（以下「寄託図書館資料」という。）は、教育委員会が購入した図書館資料と同様の取扱いをするものとする。この場合において、教育委員会は、寄託図書館資料を館外利用に供しようとするときは、当該寄託図書館資料を寄託した者の承認を得なければならぬ。

4 (略)

議案第 22 号

川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和 8 年 3 月 18 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程

川口市立図書館処務規程（平成18年教育委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「、同条第2項ただし書及び同条第3項ただし書」を「及び同条第2項ただし書」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨及び内容

中央図書館芝園分室を廃止する川口市立図書館設置及び管理条例の一部改正に伴う川口市立図書館管理規則の一部改正に伴い、同室に係る規定を削るもの。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市立図書館管理規則（昭和55年教育委員会規則第8号）

(2) パブリック・コメント

不要

- 川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程案新旧対照表
 ○ 川口市立図書館処務規程（平成18年教育委員会規程第5号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（専決事項） 第6条 中央図書館長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1)・(2) (略) (3) 川口市立図書館管理規則（昭和55年教育委員会規則第8号）第3条第1項ただし書及び同条第2項ただし書に規定する図書館の利用時間の変更並びに同規則第4条第1項ただし書及び同条第2項ただし書に規定する休館日の変更に関すること。 2 (略)</p>	<p>（専決事項） 第6条 中央図書館長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1)・(2) (略) (3) 川口市立図書館管理規則（昭和55年教育委員会規則第8号）第3条第1項ただし書、同条第2項ただし書及び同条第3項ただし書に規定する図書館の利用時間の変更並びに同規則第4条第1項ただし書及び同条第2項ただし書に規定する休館日の変更に関すること。 2 (略)</p>

議案第23号

川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月18日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例施行規則（平成18年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「者は」を「ものは」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号 別紙のとおり

様式第2号 別紙のとおり

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号

川口市立映像・情報メディアセンター利用許可申請書

年 月 日

(あて先) (指定管理者)

申請者	団体名
	住所
	代表者又は氏名
	電話

使用日	年 月 日	人数	人
時間帯	: ~ :	目的	
使用室等 (略)		備考	

金額	円
----	---

許可番号

様式第2号

川口市立映像・情報メディアセンター利用許可書

年 月 日

(指定管理者)

申請者	団体名
	住所 〒
	代表者又は氏名
	電話

使用日	年 月 日	人数	人
時間帯	: ~ :	目的	
使用室等 (略)		備考	

金額	円
----	---

許可番号

川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

利便性の向上を図るため、利用許可申請書及び利用許可書の様式を改めるとともに、規定の整備を行うもの。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例（平成17年条例第75号）

(2) パブリック・コメント

不要

- 川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例施行規則（平成18年教育委員会規則第9号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(利用の手続) 第2条 条例第9条の規定によりプレゼンテーションスタジオ、コミュニケーションスタジオA、ミーティングルームA、ミーティングルームB、多目的スタジオA又は多目的スタジオB（以下「プレゼンテーションスタジオ等」という。）の利用の許可を受けようとするものは、<u>様式第1号の申請書を指定管理者に提出しな</u>ければならない。 2 (略)</p>	<p>(利用の手続) 第2条 条例第9条の規定によりプレゼンテーションスタジオ、コミュニケーションスタジオA、ミーティングルームA、ミーティングルームB、多目的スタジオA又は多目的スタジオB（以下「プレゼンテーションスタジオ等」という。）の利用の許可を受けようとする者は、<u>様式第1号の申請書を指定管理者に提出しな</u>ければならない。 2 (略)</p>

様式第1号
川口市立映像・情報メディアセンター利用許可申請書

年 月 日

(あて先) (指定管理者)

申請者	団体名
住所	
代表者又は氏名	
電話	

使用日	年 月 日	人 数	人
時間帯	: ~ :	目的	
使用室等 (略)		備考	

金額 円

許可番号

様式第1号
川口市立映像・情報メディアセンター利用許可申請書

年 月 日

許可月日

(あて先) (指定管理者)

目的	申請者	団体名	許可 No.
人数	人	住所	
使用日	年 月 日 (曜日)	代表者名又は氏名	電話番号
時間帯		電話	
使用室等		備考	

金額 円

議案第24号

川口市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月18日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

川口市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

川口市学校運営協議会規則（平成21年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「川口市教育委員会」を「、川口市教育委員会」に、「の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・」を「による学校運営への参画、支援及び」に改める。

第3条第3項中「当該学校」を「対象学校」に改める。

第4条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

第5条第3項中「教育委員会」の次に「又は教育委員会を經由して埼玉県教育委員会」を加える。

第6条を次のように改める。

（組織及び委員）

第6条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) その他教育委員会が適当と認める者

第8条中「2年」を「、2年」に改める。

第9条第1項中「会長」を「、会長」に改め、同条第3項中「事故」を「事故が」に改める。

第10条の見出しを「（会議）」に改め、同条第1項中「協議会」の次に「の会議」を加え、「、議案」を「議案」に改め、同条第4項中「、利害を有する委員」

を「利害を有する委員」に改める。

第13条第2項中「当該対象学校」を「対象学校」に改める。

第18条中「教育委員会教育長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

川口市学校運営協議会規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることとされたことから、必要な規定の整備を行うもの。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

なし

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市学校運営協議会規則の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市学校運営協議会規則（平成21年教育委員会規則第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（協議会の目的）</p> <p>第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、<u>川口市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等による<u>学校運営への参画、支援及び</u> <u>協力</u>を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、<u>学校運営の改善及び児童生徒の健全育成</u>に取り組むことを目的とする。</p> <p>（設置）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長、<u>対象学校</u>に在籍する生徒、児童又は<u>幼児の保護者及び対象学校</u>の所在する地域住民の意見を聞くものとする。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>業務量管理・健康確保措置の実施</u>に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(意見の申出)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は<u>教育委員会を經由して埼玉県教</u></p>	<p>（協議会の目的）</p> <p>第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として<u>川口市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の<u>学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力</u>を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、<u>学校運営の改善及び児童生徒の健全育成</u>に取り組むことを目的とする。</p> <p>（設置）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長、<u>当該学校</u>に在籍する生徒、児童又は<u>幼児の保護者及び当該学校</u>の所在する地域住民の意見を聞くものとする。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(意見の申出)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 協議会は、前2項の規定により教育委員会</p>

育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(組織及び委員)

第6条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域
学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 (略)

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(委員)

第6条 協議会の委員は15名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域
学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 (略)

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(議事)

第10条 協議会の会議は、会長が開催日の7日前までに議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2・3 (略)

4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 (略)

(指導及び助言)

第13条 (略)

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

第10条 協議会 は、会長が開催日の7日前までに、議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2・3 (略)

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 (略)

(指導及び助言)

第13条 (略)

2 教育委員会及び当該対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

議案第25号

川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月18日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則

川口市学校給食実施規則（平成23年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

令和8年4月から、国による小学校段階の学校給食費の抜本的な負担軽減が実施されることに伴い、要保護者等は、引き続き公的扶助により学校給食費を負担することを明確化するもの。

2 改正の内容

学校給食費の納入に係るその他の特例の規定から、生活保護法に規定する要保護者又はこれに準ずる者と認められるときの特例を削るもの。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

学校給食法第11条第2項

(2) パブリック・コメント

不要

川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市学校給食実施規則（平成23年教育委員会年規則第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（その他の特例） 第6条 教育委員会は、前条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費の全部若しくは一部を保護者から徴収せず、若しくはこれを保護者へ還付し、又は徴収すべき学校給食費の額を、一食当たりの単価により算定することができる。ただし、その結果、当該額が月額を上回ったときの当該月の学校給食費は、月額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)・(4) (略)</u></p>	<p>（その他の特例） 第6条 教育委員会は、前条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費の全部若しくは一部を保護者から徴収せず、若しくはこれを保護者へ還付し、又は徴収すべき学校給食費の額を、一食当たりの単価により算定することができる。ただし、その結果、当該額が月額を上回ったときの当該月の学校給食費は、月額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童生徒及びその保護者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）<u>第6条第1項に規定する要保護者又はこれに準ずる者と認められるとき。</u></p> <p><u>(4)・(5) (略)</u></p>